令和8年10月 四万十市農業委員会総会 議事録

1 日　時　令和8年10月9日(金)午後2時30分～午後3時30分

2 場　所　四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1)　農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山﨑　秀和	3	山本　美加	5	井上　靖好
6	加用　雅啓	7	安藤　久徳	8	德留　佳代
9	坂本　一	10	谷崎　容子	11	遠地美千代
12	山本　官	13	池田　三郎	15	伊勢脇　精藏
16	土居　忠栄	17	清水　優志	18	岡﨑　誠
19	植　俊彦				

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井　健治	4	岡本　尚子	5	宮地　秀之
6	室津　平	7	宮地　浩	8	竹村　光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
1	篠田　新生	4	桑原　宏文

(2)　農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
1	東　正世	3	宮崎　幸一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長補佐	井口　敦	係長	広井　健太
係長 (西土佐地域担当)	島　輝充	主幹	山岡　早輝
主幹 (西土佐地域担当)	谷口　忠之	会計年度任用職員	岡﨑　武

6 議　案

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請について(4件)

第2号議案　農地法第5条の規定による許可申請進達について(2件)

第3号議案　非農地証明書の交付について (4件)

第4号議案　農用地利用集積等促進計画案について(2件)

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長(清水会長)	只今から令和8年10月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。 議席番号1番　篠田　新生　委員、 議席番号4番　桑原　宏文　委員、の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、18名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、東　正世　委員、宮崎　幸一　委員より欠席の届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長(清水会長)	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号2番　山﨑　秀和　委員、議席番号3番　山本　美加　委員にお願いします。
議長(清水会長)	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案　農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1　土地の表示は、名鹿字大谷ダバ、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の69歳の方で、農作業への従事日数は年間250日、労働力は譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、軽トラック1台を所有しており、申請地は居住地から200mの距離となっております。現在、申請地は草刈りもされ管理されており、取得後は譲受人がタバコを栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2　土地の表示は、下田字上馬越、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴12年の61歳の方で、農作業への従事日数は年間300日、労働力は譲受人のみとなっております。農機具は軽トラック1台を所有しており、申請地は居住地から徒歩1分の距離となっております。現在、申請地は果樹を植えてお

	り、取得後も引き続き譲受人が蜜柑や柿等の果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 　続きまして番号3　土地の表示は、鍋島字上新川、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴5年の58歳の方で、農作業への従事日数は年間200日、労働力は譲受人と農作業歴5年の妻の2人となっております。農機具は所有していないとのことです。申請地は居住地から車で約10分の距離となっております。現在、申請地は季節野菜を栽培しており、取得後も引き続き畑として譲受人がスイカやニンニクを栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 　続きまして番号4　土地の表示は、西土佐津野川字ツエノサコ　他、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の72歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人の1名となっております。農機具はコンバイン1台、乾燥機1台、トラクター1台及び管理機1台を所有しております。申請地は、居住地から車で5分の距離となっております。9月30日に地区担当の坂本委員、宮地推進委員、遠地会長職務代理と代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現在、申請地の畑では譲渡人がゆず畑として利用しており、取得後は譲受人がゆずを栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。また、申請地の田では譲渡人が稲作として利用しており、取得後は譲受人が稲作をしていく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 　続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「加用委員」1番についてお願いします。
●6番　加用委員 （八束地区担当）	9月28日に申請地の状況を確認して来ました。申請地の農地をきれいに耕作されている状況でした。長年に渡り、葉タバコを耕作されている農地であり、譲受人が譲受した後も変わらず葉タバコを耕作していくとのことでした。周辺地域との関係も問題ないと思われますので、よろしくお願いします。以上です。

議長(清水会長)	宮崎推進委員は本日欠席ですが、事前に本議案についての内容確認を行ったうえで適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「井上委員」2番についてお願いします。
●5番　井上委員 (下田地区担当)	9月30日に譲渡人から電話をもらい確認をしました。10月6日に譲受人に現地で話をお聞きしました。申請地は小夏などが植えられており、以前から選定などを手伝っていたそうで、今回譲渡人が体調不良により買ってほしいという申し出があり、それを受けて売買となったもので、引き続き草刈り選定など管理をしていくもので、この案件は適当であると判断しました。 以上です。
議長(清水会長)	宮崎推進委員は本日欠席ですが、事前に本議案についての内容確認を行ったうえで適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「井上委員」3 番についてお願いします。
●5番　井上委員 (下田地区担当)	双方に電話で確認をさせていただきました。この案件は以前譲渡人から相談があり、体調不良のため、もうようやっていかん。ということで、誰か、継承してくれる人はいないかということで相談を受けておりました。その話を受けて私の知人で熱心に農業に取り組んでいる夫婦がおりましたので、話を引き継ぎしました。 譲渡人のもとでブドウの栽培の手伝いや草引き、草刈り等も行いながら、譲渡人が譲受人夫婦をとても気に入り、是非売買で譲り、この土地を守っていってほしいとの依頼を受け、今回の申請になったものです。しっかり管理していってくれると思いますので、適当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	宮崎推進委員は本日欠席ですが、事前に本議案についての内容確認を行ったうえで適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「坂本委員」4 番についてお願いします。
●9番　坂本委員 (西土佐津野川地区ほか担当)	先月の 30 日、会長、職務代理者・宮地委員・事務局・申請代理人と共に現地確認し、申請代理人より聞き取りをそれぞれ行いました。 申請地は 6 月に非農地証明書交付を行った隣接地にあります。申請地の現状は畑となっております。譲受人は何年も申請地を耕作しており、隣接地にも農地があり、効率的に耕作しています。 農作業に常時従事すると見ております。以上のことから、農地法第三条の許可については適当であると考えます。以上です。

議長(清水会長)	宮地浩推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地浩委員 (西土佐津野川地区ほか担当)	先ほど坂本委員が言われた通りで、特に問題はないと思われます。 以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。 番号1 土地の表示は、古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月 30日、地区担当の山﨑委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、古津賀駅より南西約 500 メートルに位置する農地で、北側は市道、西側は宅地および一部農地、東側および南側は農地となっておりますが、譲渡人所有の農地、また、所有者からの同意書の提出があります。排水計画について、雨水は北側市道側溝へ排水します。生活排水については、集水枡に集積し、合併浄化槽を経由して、北側市道側溝へ排水します申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして番号2 土地の表示は、渡川二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9

	月30日、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、具同小学校より南東約300メートルに位置する農地で、西側は道路、北側および南側は宅地、東側は農地となっておりますが、譲渡人所有の農地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透と西側市道側溝へ排水します。生活排水については、浄化槽を経由して西側市道側溝へ排水します。申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山﨑委員」1番についてお願いします。
●2番　山﨑委員 (八束・東山地区担当)	9月30日申請代理人、会長、事務局と共に現地の確認をしました。事務局の説明どおり、特に支障はないです。よって5条の許可申請は妥当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	10月2日に現地を確認しました。この辺りも度々申請があって、今住宅がどんどん建っている所です。この場所自体は管理会社から委託されて以前草刈もした土地です。 何ら問題はないと思います。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「徳留委員」2番についてお願いします。
●8番　徳留委員 (具同地区担当)	9月30日、会長、事務局と申請代理人の立会いのもと、申請地の状況確認を行いました。先ほどの事務局からの説明にありましたとおり、申請地は登記簿上は宅地となっていますが、現況は雑種地及び畑となっており、梅や果樹等が植えられていました。 事務局の説明と重複すると思いますが、申請地の北が南側は宅地、東側は譲渡人が耕作している畑で同意書の添付があります。西側は公道となっています。具同小学校の近くで周辺は多くは宅地になっている地域です。進入計画や排水計画、行政計画等も適切に行われていると思っています。以上のことから転用については適当であると考えます。
議長(清水会長)	宮地秀之委員から、意見などはございませんか？

◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	10月2日に現地を確認しました。今言われた通り、住宅の建築に関しては特に問題はないと思います。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案　農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案　非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案　非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。 番号1　土地の表示は安並字南楠ノ木、他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日に地区担当の谷崎委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は草が生茂り、土は砂利や石が混ざっている状態であり農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。課税状況については、雑種地の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号2　土地の表示は安並字楠ノ木、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日に地区担当の谷崎委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は草が生茂り、土は砂利や石が混ざっている状態であり農地でない状況です。あわせ

	て、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 　続きまして番号3　土地の表示は江ノ村字中バタケ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日に地区担当の山本委員、岡本推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は既に家が建っており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも農地ではない状態となっております。課税状況については、宅地の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 　続きまして番号4　土地の表示は西土佐江川崎字長サコ　他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日に地区担当の桑原委員、竹村推進委員、遠地会長職務代理と現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地について、長サコ1457番は、人為的に転用されてから15年以上経過しており、課税状況については、原野となっております。また、下穴カ谷の2筆は立木で覆われており、農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。以上のことから、3筆ともに本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地行政上も特に支障はないと思われます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「谷崎委員」1番と2番についてお願いします。
●10番　谷崎容子委員 （蕨岡甲・東山地区担当）	番号1と2は隣接した土地なので、一緒に説明させていただきます。9月30日9時半頃より事務局、会長、申請代理人と現地確認を行いました。当該地は昭和59年頃に耕作放棄され、貸資材置き場として使用され、現在に至っております。現地は草が生い茂っており、ところどころ砂

	利も敷かれているのが見受けられ、農地への復旧は困難と判断しました。 以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	10 月 3 日に現地を確認しました。今言われたとおり草も生い茂って下も砂利なんかがありますし、耕作を放棄してから 10 年以上経った農地でありますので、ここを農地に復旧するのはなかなか困難だと判断しました。農地証明書の交付については適当であると思います。 以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「山本美加委員」3番についてお願いします。
●3番　山本美加委員 (東中筋・中筋地区担当)	番号 3 についてご説明します。9 月 30 日に推進委員、会長、事務局と代理人立ち合いのもと申請地の状況確認を行いました。 申請地は昭和 35 年頃には居宅が建築されており、宅地として利用されていたそうです。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農政行政上も支障ありません。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。
議長(清水会長)	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 (東中筋・中筋地区担当)	今山本委員が説明してくれて出た通りです。これを農地の方に戻すことは無理だと思いますので、非農地証明の方はよろしいと思います。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「桑原委員」は本日欠席ですが、現地確認した結果、非農地として処理して問題ないという旨の連絡をいただいております。 竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 (西土佐江川崎地区他担当)	9 月 30 日に現地の方を立ち会いまして、確認をしてきました。左側の写真の谷川の向こうの土地は農地に行く進入路として長い間使われていたようで、農地の復元には難しいと思われます。右側も法面になっていて、耕作できるような場所ではないのを確認しました。非農地としては適当だと思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、第3号議案　非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第4号議案　市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第4号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページとなります。それでは、説明いたします。 番号1になります。申請内容については、議案書記載のとおりです。申請場所の詳細につきましては、前のスクリーンをご覧ください。借受人は、主に水稲の栽培をしている方になります。集積面積は、2,292m2 で、栽培作物は、水稲となります。なお、利用権の種別は使用貸借権で、貸借期間は公告日より 10 年間となっております。 つぎに、番号2になります。申請内容については、議案書記載のとおりです。申請場所の詳細につきましては、前のスクリーンをご覧ください。借受人は、主に露地野菜(スイカ他)及び水稲の栽培をしている方になります。集積面積は、4,993m2 で、栽培作物は、露地野菜(スイカ)及び水稲となります。なお、利用権の種別は使用貸借権で、貸借期間は公告日より5年間となっております。 以上となります。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「遠地委員」1番についてお願いします。
●11 番　遠地委員 (西土佐藤ノ川地区担当)	1番についてご説明いたします。9 月 29 日地主さんの方が、説明できるということでお伺いいたしました。杉ノ丸の方は、前々日ぐらいに猪が入って、飼料米を植えてましたが、もうべったり収穫できない。近づくと獣臭がひどく

	て、とても大変な状況でした。 屯田の方は上の道路の1段下にある田がこの土地なんですが、その道路と併設した土地は上の草が堀上がるぐらいきれいに突き上げてました。その下の土地は、かろうじて被害がなく取れそうな状況でした。農業委員会でもこの獣害の駆除について、もうちょっと補助ができないか申請していってほしいという要望をお聞きしました。どこも営農組合につきましては、高齢化で作業をする人が減ってきていまして、組合自体がお引き受けしても草刈りで維持するのがなんとかという本当に悲しい状況なんですが、それでも農地として確保するために維持をしてもらっている状況です。 後日、組合の事務局の方ともお会いできまして、お話をお聞きしたんですが、同じようなご意見でなんとか維持をしていくという状況です。以上のことで農地集積も組合の方でお受けして行くのが適当だと思います。ご報告終わります。
議長(清水会長)	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 (西土佐藤ノ川地区ほか担当)	9月30日に現地の方を確認させてもらいました。 委員の方から説明あった通り、1箇所、ベタ返りの無残な姿の田んぼを見ました。集積で維持してもらえると、場所としてはいい場所と思います。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「土居委員」2番についてお願いします。
●16番　土居委員 (西土佐奥屋内地区ほか担当)	9月26日午前9時20分頃から、室津推進員と現地を確認して、借受人のお父さんから聞き取りを行いました。 申請地は田んぼで、ホキについてはスイカ。ナガタについては水稲を植えていました。また、ヲンチについては、休耕地で少し草が生えている程度で、お父さんの話によると、現在息子さんは仕事で外に出ており、家にいないそうですが、一週間に2、3日ぐらいは帰ってきて農作業をしているとのことです。 今年はスイカを植えていたそうです。農機具も必要なものは全てあると話していました。今回借受けしようとする農地については、スイカや水稲を耕作していくとのことです。 周辺の農地に影響はありません。以上のことから農用地利用集積計画案については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 (西土佐奥屋内地区ほか担当)	今、土居委員が言われたとおり、9月26日に現地確認に3人で行っております。利用権を受ける息子さんですが、兼業農家ということで、2年ほど農業公社で、農業研

	修をしてそれからというわけですが、家の方では、柚子を40aと水稲18aを両親3人とでやっております。水辺の便が悪いということで、いい水田を借りて、自分も持っている土地20aぐらいは、新植で柚子を今年4月に植えております。土日とかには帰ってきて農業をしておりましたがスイカをやるということで、休耕地もありましたので、それは土居委員が言われた通りスイカか野菜をやっていくということで本人も熱心に取り組んでおりますので、農用地利用集積案に関しては妥当と思います。 以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積等促進計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長(清水会長)	最後に、委員の皆様から何かございませんか。 無いようですので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和8年10月 9日

議 長 清水優志

署名委員 山﨑 秀和

署名委員 山本 美加